

評価専門調査会総合判定に対する対応状況について

I. 府省名

文部科学省

II. 研究開発課題名

Bファクトリー計画（中間評価）

III. 研究開発課題の概要

高エネルギー加速器研究機構（KEK）の電子・陽電子衝突型加速器であるBファクトリー（KEKB）を用いて、電子と陽電子を衝突させ、発生するB中間子と反B中間子の崩壊現象を観測することにより、粒子（物質）と反粒子（反物質）に物理法則の違いがあるという自然界の対称性の破れ（CP対称性の破れ）等の物理基本法則を明らかにし、精密物理のフロンティアの飛躍的発展を目指すものである。

IV. 総合判定

○ 改善点あり

「評価者の中に研究実施機関の中の者が含まれている。外部評価の徹底など、評価体制の整備を図ること。」

V. 対応状況

Bファクトリー計画の主要構成装置であるKEKB加速器の総合性能に関する評価を目的とする「Bファクトリー加速器レビュー委員会」の委員については、研究実施機関関係者を構成員から外し、外部評価の徹底を図った。

さらに、1) Bファクトリー実験が開始されて3年が経過したこと、2) 実験の目標の一つであるCP対称性の破れの存在を実証する成果が得られたこと、などのことから、従来から実施してきた加速器の性能に関する評価のみならず、Belle測定器における検出器の性能に関する評価などについても評価の対象に加え、Bファクトリー計画全体としての評価を実施する体制として「Bファクトリー計画評価委員会」を新たに設置し、評価体制の充実を図った。なお、この評価委員会の委員についても、研究実施機関関係者を含めず、全て外部の者とする構成とした。

（添付資料）

資料1 Bファクトリー計画評価委員会設置要項

資料2 Bファクトリー計画評価委員会名簿

資料 1

B ファクトリー計画評価委員会設置要項

平成 14 年 12 月 20 日
機 構 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 高エネルギー加速器研究機構が行う B ファクトリー計画の研究評価に関し必要な事項は、高エネルギー加速器研究機構研究評価実施規則（以下「評価実施規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 評価実施規則第 4 条の規定に基づき、B ファクトリー計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 3 条 委員会は、B ファクトリー計画の研究活動に係る評価を行う。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、高エネルギー物理学に関する学識経験者、電子・陽電子衝突型加速器に関する学識経験者、これら以外の学識経験者及び有識者 10 人以内で組織する。

(委員長)

第 5 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、国際研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成 14 年 12 月 20 日から実施する。

資料 2

B ファクトリー計画評価委員会委員名簿

| 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 |
|-----------|---------------------|
| 長島 順清 | 大阪大学・名誉教授 |
| P.Oddone | ローレンスバークレー国立研究所・副所長 |
| 三田 一郎 | 名古屋大学大学院理学研究科・教授 |
| K.Huebner | 欧州合同原子核研究機関・顧問 |
| 牟田 泰三 | 広島大学長 |
| 立花 隆 | 評論家・ルポライター |